

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QF312303830	4RL01A30001 0001						
品名 または 件名							
伊丹（6）ボイラー洗缶他整備							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐業				伊丹駐屯地業務隊			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
管理科 億技官（3215）				令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年3月5日（火）10時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和6年2月9日～令和6年3月4日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が50万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) 郵便等による入札については、令和6年3月4日17時00分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に係る無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和6年3月4日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：實田
072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035 (直通)
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊 管理科 担当：徳
072-782-0001 内線(3215)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 大阪地方協力本部、自衛隊阪神病院、千僧駐屯地、尼崎商工会議所、伊丹商工会議所、西宮商工会議所
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

伊丹（6）ボイラー洗缶他整備

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊

業務隊長	科長	営繕班長	合議	設計
			企画係長 施設管理 管財	企画係

仕 様 書

1 名 称 伊丹(6)ボイラー洗缶他整備
 2 場 所 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1(陸上自衛隊伊丹駐屯地)

3 概 要 ボイラー洗缶及び燃焼調整、ボイラーバーナー分解整備及び安全弁吹出テストを実施する。

(1) ボイラー洗缶

名称・規格	数量	備考
名称: 炉筒煙管ボイラー 製造: (株)日本サ-モエナ- 品番: RE-50F II 型	2基	No. 1 No. 2
名称: 炉筒煙管ボイラー 製造: (株)日本サ-モエナ- 品番: RE-20F II 型	1基	No. 3

(2) ボイラーバーナー分解整備

名称・規格	数量	備考
名称: 炉筒煙管ボイラー 製造: 日本サ-モエナ- 品番: RE-50F II 型	2基	No. 1 No. 2

(3) 第一種圧力容器安全弁吹出テスト

口 径	規 格	セット圧	個 数
40A	ベンSL-37V	0.49MPa	1
	ベンSL-38	0.1MPa	2
32A	ベンSL-37	0.49MPa	1
	ベンSL-37V	0.49MPa	10
25A	ベンSL-38	0.49MPa	2
	ベンSL-37	0.49MPa	2
20A	ベンSL-37V	0.49MPa	2
	ベンSL-38	0.1MPa	1
	ベンSL-37V	0.49MPa	2
	ベンSL-38	0.1MPa	1
合 計			24

(4) ボイラーバーナー燃焼調整及び排ガス測定

名 称	数 量	備 考
ガス炎による燃焼調整及び排ガス測定	2基	NO.1 NO.2
油炎による燃焼調整及び排ガス測定	3基	NO.1 NO.2 NO.3

(1) 本作業は、本仕様書・図面及び国土交通省建築保全業務共通仕様書に基づき作業する。
 (2) 作業に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議し、また軽微な変更に対して請負金額の変更はしないものとする。
 (3) 着手に先立ち日程表を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
 (4) 現場管理・安全管理

ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し火災その他損害を与えた場合は、原状復旧する。
 イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
 ウ 現場は、常に整理整頓に心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

エ 請負者は、作業条件に関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。

(5) 電気・水道・火気等の使用について

ア 必要な電気・水については、監督官が許可する範囲において有料で利用できるものとする。
 イ 火気を使用する場合は、あらかじめ監督官に許可を得た後、使用するこ

ととする。
 (6) 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。細部は監督官の指示による。

(7) 作業実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。

5 特記事項

(1) ボイラー洗缶
 ア ボイラー本体整備内容(3基共通)
 (7) 本体内部(水室)清掃
 (4) 炉筒内部等清掃
 a 炉筒火室内部清掃
 b 後部第2燃焼室及び前部煙室清掃
 c 煙管内部チューブクリーナー清掃
 (ウ) 本体外観清掃

件 名	伊丹(6)ボイラー洗缶他整備
種 別	仕様書
縮 尺	—
	1/6

(E) 指示事項

- a 炉筒内のスス除去は、電動工具(ディスクサンダー等)及びワイヤブラシを使用して実施し、除去後ウエスでふきとるものとする。
- b 水室スケール除去は、高圧洗浄機(圧力20.0Mpa以上の性能を有するもの)を使用し、R部隅についてはワイヤブラシをもって丁寧・確実に整備を実施するものとする。また、電動工具(ディスクサンダー等)を使用する場合は、事前に監督官の許可を得てから整備を実施するものとする。
- c 各項目終了後に監督官の点検を受け、全て終了した時点で本体の各開口部に仮蓋等を施すものとする。

イ RE-50F II 付属品(装着)整備

(7) 付属品の取外し・分解・整備・組立

- a 安全弁(1基あたり2個)
- b 主蒸気弁
- c 主圧力計
- d マンホール、各清掃穴の蓋、炉筒入口のレンガ積み
- e 水室直近の給水止弁及び逆止弁
- f フロートスイッチ及び配管一式(水側元弁含む)
- g 水柱管(電極棒含む)及び水面計一式(1基あたり2対、コック含む)
- h 吹出弁、吹出コック及び吹出導管
- i 給水内管
- j その他必要に応じた付属品(漏れバルブ等)

ウ RE-20F II 付属品(装着)整備

(7) 付属品の取外し・分解・整備・組立

- a 安全弁(1個)
- b 主蒸気弁
- c 主圧力計
- d マンホール、各清掃穴の蓋、炉筒入口のレンガ積み
- e 水室直近の給水止弁及び逆止弁
- f フロートスイッチ及び配管一式(水側元弁含む)
- g 水柱管(電極棒含む)及び水面計一式(2対、コック含む)
- h 吹出弁、吹出コック及び吹出導管
- i 給水内管
- j その他必要に応じた付属品(漏れバルブ等)

(4) 指示事項

- a 分解整備の際、取替を要する付属品及び部品や消耗品は部隊支給品をもって行うものとする。
- b 整備内容の細部や取替部品については、監督官の指示を受けて行うものとする。

- c 各付属品整備終了後は、室内に敷物を施し整頓陳列し検査に備えるものとする。

- d 安全弁は整備組立終了後、性能検査当日にボイラー検査官立会のもと吹出し試験を実施するものとする。

エ 安全弁吹出し試験

(7) 指示事項

- a 安全弁吹出し試験装置等を準備し、窒素ガス(又はエア)により吹出し試験を行うものとする。
- b 監督官の指示のもと、ボイラー検査官立会の上試験を実施し、吹き出し圧力を確認調整するものとする。

オ ボイラー本体復旧作業

(7) ボイラー本体の組立

- a 水室の給水内管取付
- b 水室各開口部の蓋取付(底部の掃除穴は最後)
- c 炉筒入口のレンガ積み及び蓋取付
- d 前部煙室の蓋取付
- (4) 付属品のボイラー本体への取付
取外し、整備した全ての付属品(マンホール蓋はボイラー基礎給水終了後部隊側が実施)

(7) 指示事項

- a 本体への付属品取付部のフランジパッキン(スパーヒート製・厚1.5mmJIS規格適合品)については、請負者の調達品とする。
(M.H.、清掃穴点検穴は除く)
- b 付属品等、締付ボルトはサビ・汚れを落とし、回転をよくしてから締め付ける。
- c 復旧完了状態は、塗装剥離部の塗装を施す等、本洗缶整備作業前の状態に出来るだけ近いものとし、細部は監督官の指示を受けて行うものとする。

件名	伊丹(6)ボイラー洗缶他整備
種別	仕様書
縮尺	—
	図番
	2/6

カ ボイラーバーナー分解整備

(ア) 整備内容 (請負者側で用意)

項目	交換部品	数量	単位
ボイラーバーナー分解整備	主軸ベアリング	4	個
	前板ローブパッキン	2	個
	ベアリングカバーパッキン	2	個
	止めボルト	2	個
	アトマイジング用止め座金	2	個
	その他消耗品	1	式

(イ) 撤去資材の内、金属廃材等監督官が指定するもの以外は請負者にて各種法令・規制に従い処分を実施すること。

キ ボイラーバーナー燃焼調整

(ア) 燃焼調整は各部弁開度ごとの燃料値を測定し適正値になるよう調整すること。

(イ) 排ガス測定は、 O_2 (%) 及び CO (ppm) を測定すること。

(ウ) 請負者は、作業完了後試運転を実施し正常に可動するかを確認すること。

(エ) 燃焼調整は製造メーカー立会いにより実施すること。

(2) 第一種圧力容器安全弁吹出テスト

ア 吹出テストは、窒素ガス(又はエア)で実施し、示されたセット圧力で作動するか確認し、不具合な圧力については調整すること。

イ テスト場所は18号建物(ボイラー室)で、係官立会の上実施し、調整不良の安全弁については係官の指示により調整すること。

ウ 吹出テスト終了の安全弁は、監督官の示す様式で、本体の見やすい個所に「検査日・合否・検査済」の表示(テプラ等)を施すこと。

エ 第一種圧力容器安全弁噴出しテスト一覧表の報告書は、別紙様式で作成提出すること。

オ 写真については、安全弁毎及び係官の指示する箇所を撮影すること。

6 実施時期

(1) ボイラー洗缶

ア No.2、No.3ボイラー実施予定

(ア) ボイラー本体等整備 令和6年5月7日(火)～令和6年5月14日(火)

(イ) 性能検査 令和6年5月16日(木)

(ウ) ボイラー本体等復旧作業 令和6年5月16日(木)(検査終了後)～令和6年5月21日(火)

※ 細部は監督官と調整する

イ No.1ボイラー実施予定

(ア) ボイラー本体等整備 令和6年10月21日(月)～令和6年10月25日(金)

(イ) 性能検査 令和6年10月30日(水)

(ウ) ボイラー検査官立会の上同上試験)

(ウ) ボイラー本体等復旧作業 令和6年10月30日(水)(検査終了後)～令和6年11月5日(火)

※ 細部は監督官と調整する

(2) ボイラーバーナー分解整備予定

令和6年11月25日(月)～令和6年12月6日(金)

(3) ボイラーバーナー燃焼調整及び排ガス測定

燃焼方式	数量	作業予定日
ガス焚	2基	令和6年6月17日(月)～令和6年6月28日(金)
油焚	3基	令和6年11月25日(月)～令和6年12月6日(金)

(4) 第一種圧力容器安全弁吹出テスト予定
令和6年10月31日(木)～令和6年11月15日(金)

件名	伊丹(6)ボイラー洗缶他整備	
種別	仕様書	
縮尺	—	3/6

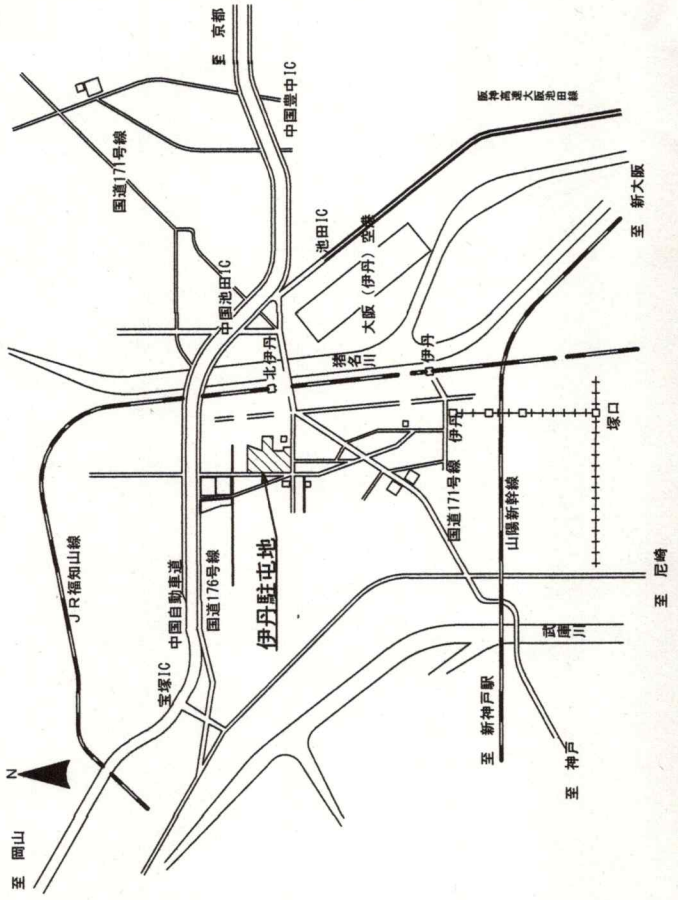
7 提出書類

- (1) 日程表 … 2部(契約後すみやかに)
- (2) 着手届 … 2部(着手当日)
- (3) 完了届 … 2部(完了当日)
- (4) 打合簿 … 1部(その都度)
- (5) 役務写真 … 2部(役務完了後すみやかに)
- (6) その他指示された書類(その都度)

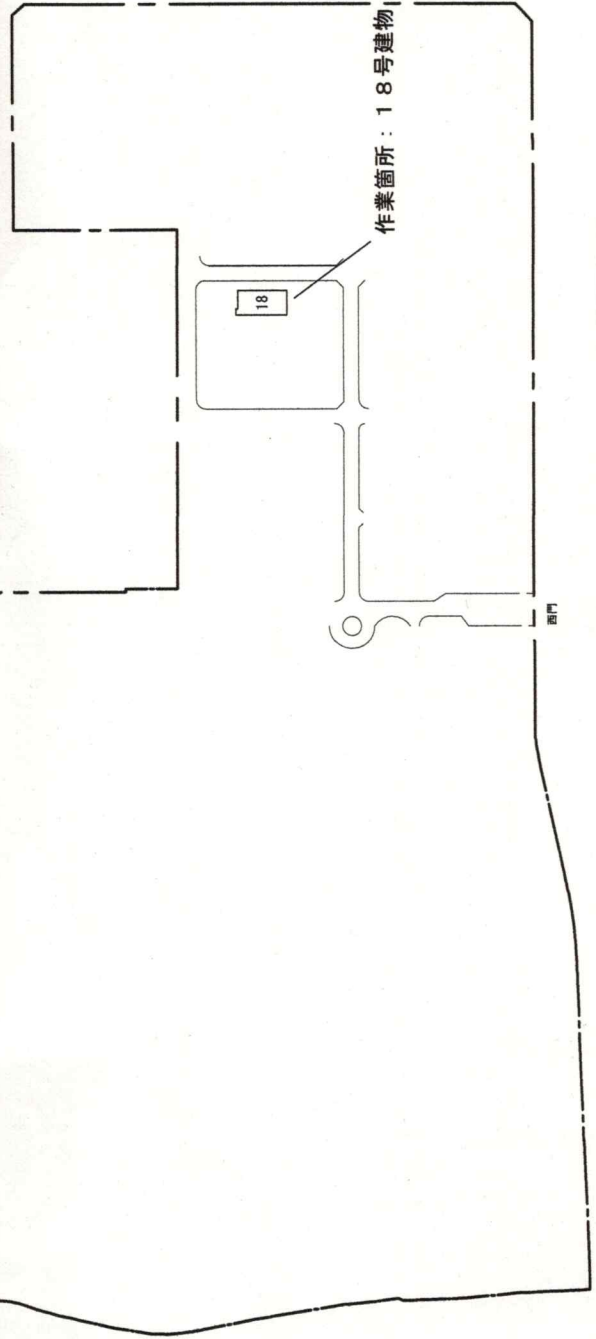
8 検査

- (1) 検査官の完成検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (2) 役務を完成したときの通知は、次のア～ウに示す用件のすべてを満たす場合に、監督官に提出することができる。
 - ア 設計図書に示すすべての役務が完了していること。
 - イ 監督官の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - ウ 設計図書に定められた提出書類の整備がすべて完了し提出していること。

件名	伊丹(6)ボイラー洗缶他整備	
種別	仕様書	
縮尺	—	図番 4/6

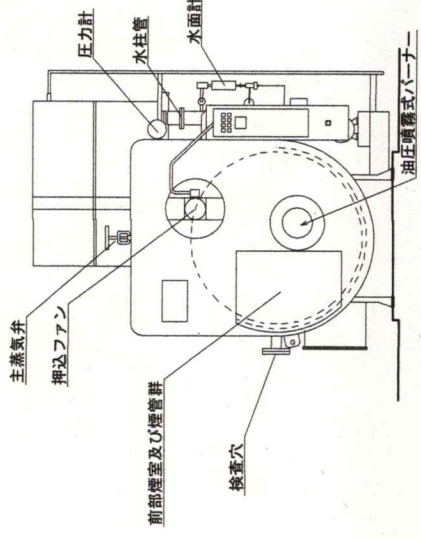


駐屯地案内図 S = N S

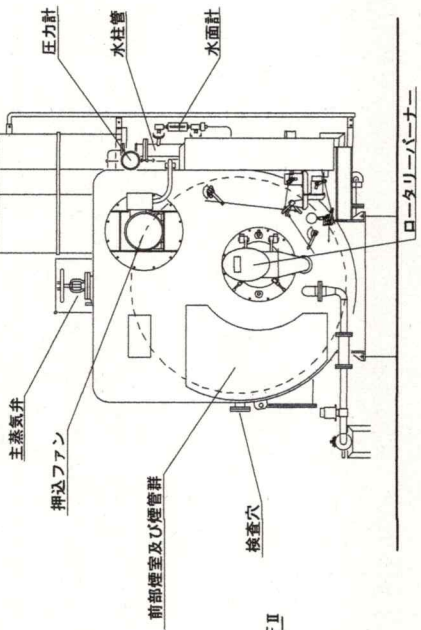


駐屯地配置図 S = 1 / 4000

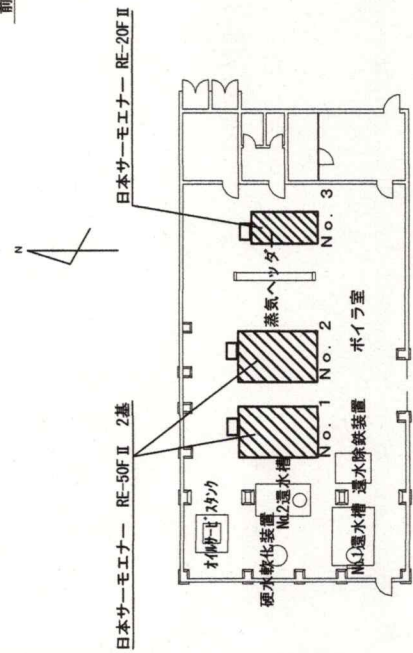
件名	伊丹(6) ボイラー洗缶他整備	
種別	案内図・配置図	
縮尺	図示	5/6



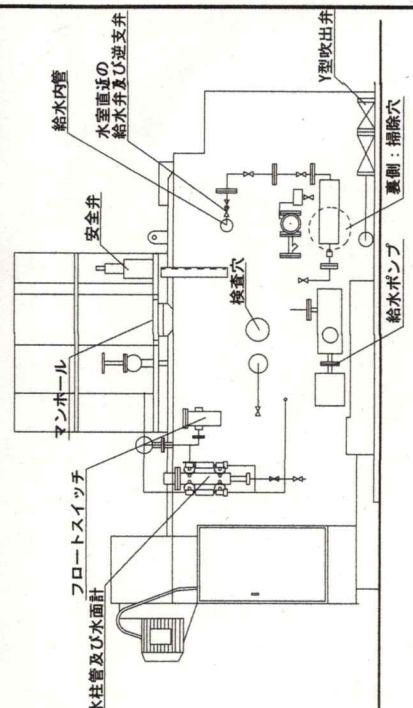
No. 3ボイラー前面図 S=1/50



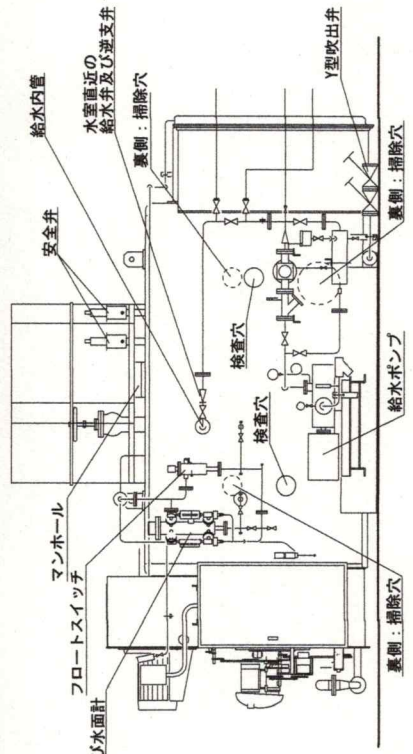
No. 2ボイラー前面図 S=1/50



18号ボイラー室平面図 S=1/300



No. 3ボイラー側面図 S=1/50



No. 2ボイラー側面図 S=1/50

件名	伊丹(6)ボイラー洗缶他整備
種別	前面図・側面図
縮尺	図示
図番	6/6